

## 第8章 開発登録簿

(法第46条、第47条)

市長は開発許可を行ったときは開発登録簿（調書及び土地利用計画図）を作成し、公衆の閲覧に供することとなります。また、請求があった場合は開発登録簿の写しを交付することになります。

なお、平成18年の都市計画法の改正に伴い、国、都道府県等が行う開発行為で、協議が成立したものについても、開発登録簿を作成することになりました。

### 1 開発登録簿の閲覧

#### ① 閲覧時間

- ・月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）
- ・午前9時30分から午後4時30分まで  
（正午から午後1時までを除く。）

#### ② 閲覧場所

八代市建設部建設政策課（市役所本庁舎5階）

### 2 開発登録簿の写しの交付

希望される方は市規則に定める申請書を提出してください。

### 3 申請手数料

開発登録簿は、令第36条の規定により、開発登録簿調書と土地利用計画図をもって組成されており、1通（開発登録簿調書の写し1枚）につき470円です。この開発登録簿調書と土地利用計画図は別扱いになりますので、2つとも請求ということになりますと合わせて940円となります。（158ページを参照）